

未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、住民が自分たちのまちに愛着を持ち、地域活性化を図ることを目的として、景観資産となる樹木(原則として、和歌山県郷土樹種使用指針(平成24年5月制定)第3の1の(1)に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木、紅葉する木等をいう。以下同じ。)の植栽、育成等に係る事業を実施する団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の表に掲げる事業であって、樹木を景観資産として活用することにより、地域活性化に資するものとする。ただし、国又は県の他の補助金の交付を受けている事業は、補助金の交付の対象としない。

事業名	内容
植樹事業	人々が観賞に訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木を植栽する事業
環境整備事業	樹木の観賞に訪れる人の増加を目的として環境を整備する事業。 ただし、当該樹木は、当該事業を実施する際に植栽されるもの又は過去にこの補助金を活用して植栽されたものであって、開花、紅葉その他観賞の用に供する程度に生育しているものに限る。
交流推進事業	植樹事業において樹木を植栽するに当たって、人々が当該樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントを開催する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体で、補助事業完了後においても責任を持って継続的に樹木の育成管理を行うことができるものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、植栽後の樹木の育成管理に係る経費は、補助対象経費としない。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 団体等概要書(別記第3号様式)

- (4) 役員名簿(別記第4号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業を行う者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微であると認める変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、並びに当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならないこと。

(5) 当該補助金を活用して樹木の植栽を行った場合は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、当該樹木の育成管理に係る活動の実施状況について、別途知事が指定する日までに、未来を彩る花の郷づくり事業管理状況報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合は、未来を彩る花の郷づくり事業変更承認申請書(別記第6号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、未来を彩る花の郷づくり事業補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出するものとし、この場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。

2 前条第1号ウの規定により知事の承認を受けようとする場合は、未来を彩る花の郷づくり事業中止(廃止)承認申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書(別記第9号様式)
- (2) 収支決算書(別記第2号様式)
- (3) 納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し
- (4) 補助事業を実施した場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 第1項の補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。

4 第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において第3項の規定により減じた額を上回る部分の金額)を未来を彩る花の郷づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(別記第10号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又はこれに準ずると認められる期間とする。

(補助金交付決定前着手)

第10条 補助金の交付を申請している事業について、申請者が補助事業の効率的な実施を図るため緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該補助事業に着手する場合には、あらかじめ未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付決定前着手届(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 規則第16条第2項の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に補助金概算払理由書(別記第12号様式)を添付して知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。また、概算払により補助金の交付を請求する場合は、規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書に補助金概算払説明書(別記第13号様式)及び誓約書(別記第14号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、資材費、委託料、工事請負費、備品購入費、その他知事が必要と認める経費
補助率	10/10 以内
補助限度額	1 団体等につき 2,000 千円(うち、交流推進事業については、植樹事業に係る補助金の交付額の 1/2 の額を補助限度額とする。)

別記第1号様式（第5条、第7条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業名	(1) 植樹事業 (2) 環境整備事業 (3) 交流推進事業	
2 事業に要する経費	総事業費	円
	補助対象経費	円
	補助申請額	円
	自己資金等	円
3 事業目的		
4 事業内容	(植樹事業、環境整備事業、交流推進事業の具体的な計画について別途添付すること。)	
5 事業実施場所		
6 事業実施 (予定) 期間	年 月～ 年 月	

別記第2号様式（第5条、第7条、第8条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

収入の部

（単位：円）

事業名	収入区分	金額	内 訳
	未来を彩る花の郷 づくり事業補助金		
	自己資金		
	参加料		
	その他		
合 計			

※ 事業ごとに小計を設けること。

※ 参加料を徴収する場合は、その経費の内訳について記入すること。

支出の部

（単位：円）

事業名	費 目	金額	備 考
計			

※ 事業ごとに小計を設けること。

※ 備考欄には支出内容の明細を記入すること。

別記第3号様式（第5条関係）

団 体 等 概 要 書

団体等名		
代表者氏名		
所在地		〒
設立年月日		年 月 日
団体の構成員数		
設立目的		
活動実績		（過去に未来を彩る花の郷づくり事業を活用した実績のある団体等は、他の実績に加え、次に掲げる内容を記載してください。1 事業実施年度、2 事業名、3 県補助金額、4 事業内容、5 事業効果、6 実施場所の写真等）
担当者	職氏名	
	連絡先	（住所）〒 （電話） （FAX） （E-mail）
添付書類		会則、会員名簿、活動の実績（新聞の切り抜き等）

注）市町村の場合は、設立年月日、団体の構成員及び設立目的の欄への記入並びに添付書類は不要です。

会員名簿については、個人情報保護のため、名簿提出の際には、本人に御確認の上、提出してください。

なお、提出された個人情報は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の規定に基づき適切に管理し、収集目的の範囲を超えて使用することはありません。

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

未来を彩る花の郷づくり事業管理状況報告書

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった標記事業
について、関係書類を添えて報告します。

事業実施場所		
完了年月日		
管理状況	別紙1 管理活動報告書のとおり	
今後の管理計画	別紙2 管理計画報告書のとおり	
管理責任者	氏名	
	住所	〒
	連絡先	電話： FAX： E-mail：
添付書類	事業実施場所の現在の状況が分かる写真	

別記第6号様式（第7条関係）

年度未来を彩る花の郷づくり事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業
について、下記のとおり計画変更したいので、未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要
綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

別記第7号様式（第7条関係）

年度未来を彩る花の郷づくり事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり内容を変更の上、補助金の変更交付を受けたいので、未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、この申請に当たり和歌山県補助金等交付規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- 1 申請額

既交付決定額	金	円
今回増減額	金	円の減（増）
変更交付申請額	金	円

- 2 計画変更の内容

- 3 計画変更の理由

- 4 関係書類
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) 変更収支予算書

別記第8号様式（第7条関係）

年度未来を彩る花の郷づくり事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業
について、下記のとおり中止（廃止）したいので、未来を彩る花の郷づくり事業補助金交
付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

事業報告書

1 事業名	(1) 植樹事業 (2) 環境整備事業 (3) 交流推進事業	
2 事業に要した経費	総事業費	円
	補助対象経費	円
	補助金額	円
	自己資金等	円
3 事業実施場所		
4 事業概要及び実施効果		
5 事業実施期間	年 月～ 年 月	
6 今後の管理計画		

別記第10号様式（第8条関係）

年度未来を彩る花の郷づくり事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業
について、未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記
のとおり報告します。

記

- 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した当該補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

別記第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年度未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を申請した標記事業について、下記に掲げる条件を了承の上、当該補助金の交付決定前に着手したいので、未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

記

- 1 補助金の交付の決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合において、当該事業は未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱の補助事業とはせず、当該損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金の不交付の決定を受けた場合又は交付の決定を受けた補助金の額が交付申請額に満たない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。

別記第12号様式（第11条関係）

補助金概算払理由書

1 概算払の理由

2 概算払を必要とする時期及び請求額

第1回 年 月（～ 月） 請求額 金 円
 第2回 年 月（～ 月） 請求額 金 円

3 資金計画

月	補助対象外経費			補助対象経費			収支累計	(補助対象 経費内訳)	(補助対象 歳入内訳)
	歳出	歳入	収支	歳出	歳入	収支			
月末									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									

(注) 概算払は、2回を上限とする。
 概算払で交付する金額の上限は、交付申請額の90%とする。
 概算払を必要とする時期は、必要に応じ3か月以内の期間とすることができる。

補助金概算払説明書（第 回）

1 概算払請求金額の内訳

項 目	補 助 金 額 (交付決定額)	既概算払額	今回請求額	合計	備 考
計					

2 概算払の割合

(1) 補助金交付決定通知額	金	円
(2) 概算払認定額	金	円
(3) 既概算払額	金	円
(4) 今回概算払請求額	金	円
(5) 概算払額の合計	金	円
(6) 交付決定通知額に占める概算払合計額の割合		%

3 事業の執行状況（実施した内容を簡潔に記載すること。）

4 添付資料

- (1) 領収書、請求書、契約書等の支出見込額を証明する資料
- (2) その他

別記第14号様式（第11条関係）

誓 約 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

未来を彩る花の郷づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の概算払を請求するに
当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 補助金の概算払を受けた事業を適正に実施すること。
- 2 補助金の確定額が概算払を受けた金額に達しなかった場合は、その差額に相当する
金額を速やかに返還すること。